最終更新日：2020年7月1日
シキボウ株式会社
代表取締役　社長執行役員 清原　幹夫
問合せ先：06-6268-5493
証券コード：3109
http://www.shikibo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員、社会等のステークホルダーへの社会的責任を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果断な意思決定を行うことを目指し、コーポレートガバナンスの強化に努めてまいります。また、東京証券取引所の定める「コーポレートガバナンス・コード」の諸原則に対し、「コーポレートガバナンスの基本指針」を制定し、当社におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な事項を定めることにより、経営の客観性と透明性をより確保するとともに、意思決定および業務遂行の迅速化に努めることとしております。
なお、当社のコーポレートガバナンスに関する方針を定めた「コーポレートガバナンスの基本指針」は、以下の当社ウェブサイトに掲載しております。
(http://www.shikibo.co.jp/corporate/governance/images/guideline.pdf)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1－3 資本政策の基本的な方針】
当社は、資本政策に関する基本的な方針は定めておりませんが、ROE及びROAを重要な経営指標のひとつとして、資本効率の最適化を目指しており、また、株主還元につきましても重要な課題であるとし、業績を勘案した配当を継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4 政策保有株式】
当社は、取引上の関係強化、情報収集を目的として純投資目的以外の株式を政策保有株式としての保有といたします。
それぞれの政策保有株式について、保有目的が適切であるか、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を検証の上、その保有の合理性について取締役会で毎年度確認いたします。なお、継続して保有することが適切でないと判断した株式は、売却を進めるなど縮減に努めます。
当社は政策保有株式を長期的な視点で投資先企業との共存共栄を目的として保有し、議決権もそれらの目的及び合理性を勘案して個別に行使いたします。
[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第9条をご参照下さい。]

【原則1－7 関連当事者間の取引】
当社が役員との間で法令に定める競業取引及び利益相反取引を行うにあたっては、必ず取締役会による承認を得ることといたします。
また、当該取引を実施した場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を適切に開示いたします。
[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第10条をご参照下さい。]

【原則2－6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、従業員の福利厚生の一環として、確定拠出年金制度を導入しております。企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する場面はございません。

【原則3－1 情報開示の充実】
(1) 会社の経営理念・経営戦略・経営計画等
当社のホームページで、経営理念・長期経営ビジョン・中期経営計画を開示しています。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
目的・基本的な考え方については、当社コーポレートガバナンスの基本指針に記載のとおりです。
[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第1条・第2条をご参照下さい。]

(3) 取締役会が経営陣の報酬を決定するに当たっての方針・手続
当社の役員報酬制度は、業績に連動しない基本報酬と業績目標の達成度により変動する全社業績報酬、各部門の業績達成度により変動する部門業績報酬、当社の将来価値の向上に資するための長期的インセンティブとしての役員株式報酬で構成され、報酬額の水準については、同業または同規模の他企業と比較のうえ、当社の業績に見合った水準を設定しています。
なお、業務執行から独立した監査等委員である取締役には、業績連動報酬は相応しくないため、基本報酬のみの支給としています。
[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第32条をご参照下さい。]

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針・手続
経営陣幹部である執行役員の選解任及び取締役候補者の指名に当たっては、経営の透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役を主要な構成員とする人事委員会を設置しております。人事委員会の答申を経て、候補者を取締役会へ推薦することとしています。また、その選解任基準については、当社コーポレートガバナンスの基本指針に記載し、開示しています。
[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第16条・第17条・第27条をご参照下さい。]

(5) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役会は、当社コーポレートガバナンスの基本指針に則り、人事委員会からの執行役員の推薦理由・解任理由及び取締役候補者の推薦理由を検討した上で、選任・指名・解任を決議しています。なお、取締役の選任に際しては、選任の理由を、株主総会参考書類において開示しておりま

す。

【補充原則4－1－1 取締役会の役割・責務】
当社では、取締役会は当社の持続的成長と長期的な企業価値の向上に資するため、経営理念、経営方針、経営計画等の企業戦略の重要な意思決定及び業務執行の監督を行います。また、業務執行の透明性・迅速性を確保するため執行役員制度を設け、執行役員から構成される経営会議において取締役会から付託された業務執行を審議・決定し、執行役員は、業務執行の責任を負って、取締役会に対して業務執行の進捗状況を報告いたします。
[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第12条・第22条をご参照下さい。]

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
当社では、社外取締役の独立性判断基準は次に該当しないこととし、当社コーポレートガバナンスの基本指針に開示しています。
(1) 当社が出資または持ち分等を保有する法人または組合の役員、従業員
(2) 主要な取引先の役員、従業員
(3) 当社からの役員報酬以外に当社及び当社グループ各社から多額の金銭を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
(4) 主要な株主またはその株主が法人である場合の役員、従業員
(5) 就任前3年以内に (1) ないし (4) に該当した者
(6) (1) ないし (5) に該当する者の二親等以内の近親者
(7) 二親等以内の近親者が当社および当社の子会社の従業員である者
[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第18条をご参照下さい。]

【補充原則4－11－1 取締役会全体としての知識・経験・能力バランス・多様性の考え方】
当社では、取締役会は社内取締役候補者について、強い倫理観を有し、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任します。
また、人事委員会は、上記の資質を持つ者について理由を明示し取締役会に推薦いたします。
[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第16条をご参照下さい。]

【補充原則4－11－2 取締役会・監査役会の兼任状況】
当社は、取締役が当社以外の役員等を兼任する場合、取締役としての善管注意義務及び忠実義務を履行可能な範囲に限るものとします。また、重要な兼任の状況について毎年開示します。
監査等委員が当社以外の役員等を兼任する場合、監査等委員としての善管注意義務及び忠実義務を履行可能な範囲に限るものとします。
また、重要な兼任の状況について毎年開示します。
[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第20条・第29条をご参照下さい。]

【補充原則4－11－3 取締役会・監査役会の実効性確保】
当社では、取締役会は意思決定の有効性・実行性を担保するために、毎年、自己評価等の方法により、会議運営の効率性及び決議の有効性・実効性について分析を行っています。
[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第15条をご参照下さい。]

【補充原則4－14－2 取締役・監査役に対するトレーニング】
当社では、人事委員会は社外取締役を含む取締役及び執行役員に対して、就任の際及び在任中における当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役及び執行役員に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供を目的に、個々の取締役及び執行役員に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援等の計画を取締役会に答申します。
[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第33条をご参照下さい。]

【原則5－1 株主との対話】
当社のIR活動は、投資機関については経営管理部が、一般個人投資家については総務部が窓口となり、ウェブサイト等を通じて、経営戦略及び財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、株主・投資家等との対話を充実していきます。
[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第8条をご参照下さい。]

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	494,122	4.55
シキボウ従業員持株会	477,609	4.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	460,000	4.23
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 1300000	318,952	2.94
シキボウ取引先持株会	296,439	2.73
株式会社鴻池組	247,200	2.27
東京海上日動火災保険株式会社	244,565	2.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	212,100	1.95
BBH LUX／DAIWA SBI LUX FUNDS SICAV － DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE	132,400	1.22
日本証券金融株式会社	127,800	1.18

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社では、上場子会社の独立性を確保しつつ、コーポレート・ガバナンスに影響を与えうる上場子会社の情報・発生事実について、直ちに当社の管轄部門に報告することを義務付ける等、適切な管理・統制を行っております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山條　博通	他の会社の出身者											
野邊　義郎	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山條　博通	○	○	―――	山條博通氏は、金融機関における長年の経験と見識を有しており、現在も泉州電業（株）の常勤監査役であります。当社はその幅広い見識および豊富な経験を、監査等委員として社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。また、独立役員の属性等の項目のいずれにも該当せず、独立性が高いことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

野邊　義郎	○	○	―――	野邊義郎氏は、公認会計士として企業会計に精通し企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、監査等委員として社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。また、独立役員の属性等の項目のいずれにも該当せず、独立性が高いことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置し、監査等委員の職務を補助する使用人が業務にあたっております。
なお、監査等委員会事務局の担当者は、監査等委員会より指示された業務の実施に関して、取締役（監査等委員を除く。）からの指示、命令を受けないこととしております。また、同担当者の人事異動に関しては、事前に監査等委員会に報告し、その了承を得ることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員及び監査等委員会は、意見及び情報交換のため、年4回、定期的に会計監査人と会合を持つこととしております。また、必要が生じたときは、これ以外にも適宜会合を持つこととしております。
監査等委員は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について適宜報告を求めることとしております。
監査等委員は、緊密な連携を図るために、年4回、定期的に内部監査部門と会合をもつこととしております。また必要が生じたときは、これ以外にも適宜会合をもつこととしております。
監査等委員会は、内部監査部門に対して、内部統制システムに関する監査計画、監査結果について、定期的に報告を求める一方、必要に応じて調査を求めております。
監査等委員会は、内部監査部門から、内部統制システムの法令等遵守体制、損失危険管理体制等の各体制における重大なリスクへの対応状況その他各体制の整備状況に関する事項について、定期的に報告を受け、必要に応じて内部監査部門が行う調査等への監査等委員の立ち会い・同席を求め、または内部監査部門に対して、追加調査等とその結果の報告を求めることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	人事委員会	4	2	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事委員会	4	2	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

人事委員会は、取締役会の諮問委員会として、代表取締役、監査等委員である取締役及び代表取締役社長執行役員が指名した者で構成され、取締役及び執行役員の選解任、報酬等の処遇及び教育訓練の委員会案を審議・策定し、取締役会に諮問する。なお、人事委員会は、独立性を確保するため、原則として委員の半数以上を社外取締役としている。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

中長期の業績向上に対する役員の意欲や士気を一層向上させ、株主価値との連動を高める制度として、現金で支給していた役員報酬の一部を、役員の役位に応じて、月々、株式ポイントを付与することにより、役員退任時に株式で給付する報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

直前事業年度における取締役に対する報酬
取締役(監査等委員を除く) 3名 55百万円
取締役(監査等委員) 4名 36百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬に関する方針を定めており、その報酬は、社外取締役が半数以上を占める人事委員会で、委嘱された役職、社会水準、全社業績、配当額、担当部門業績等を総合的に勘案の上、取締役会に諮問し、取締役会で決定することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置し、監査等委員である社外取締役を補佐しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件(常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0名

その他の事項

当社は、相談役制度を廃止しています。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）

更新

業務執行について

(1)取締役会
取締役会を開催し、経営の最高方針、経営に関する重要な事項及び経営会議に付託すべき業務を決定するとともに、取締役の職務遂行を監督しております。グループ会社については、それぞれ独立した事業体としての機動性をもたせる一方で、当社取締役会において、役員の派遣を決定するとともに、業務執行や業績の進捗についての付議･報告を求めております。

(2)経営会議
当社は、すでに執行役員制度を導入しています。これにより、社長執行役員、役付執行役員、その他執行役員、常勤の監査等委員等で構成する経営会議を月2回開催し、取締役会で決定された経営方針、計画等に基づき、取締役会から負託された業務の執行について審議･決定しております。

(3)各種委員会
コンプライアンス委員会、中央安全衛生委員会、環境推進委員会、リスクマネジメント委員会等の各種委員会をグループ横断的に組織し、それぞれの機能別に法令遵守、内部統制、リスク管理等の体制の整備を図り、必要な措置を講じております。

監査･監督について

(1)監査等委員会
毎月1回、定例の監査等委員会を開催し、取締役会における意思決定のプロセス、取締役の職務執行状況や進捗等を監督し、必要な措置等を審議しております。

(2)監査等委員監査
監査等委員監査の実効性を高めるために、監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する体制、取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保する体制の整備に努めております。

(3)会計監査
会計監査につきましては、PwCあらた有限責任監査法人を会計監査人に選任しており、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき、連結財務諸表等についての必要な監査を適宜受けております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社として、監査等委員の人員は3名で、常勤1名、非常勤2名（社外取締役）であります。
監査等委員は、取締役会等重要な会議への出席のほか、会社の業務及び財産の状況に関する調査、取締役からの聴取、重要書類の閲覧、会計監査人･子会社監査役との連携等を通じ、取締役会における意思決定のプロセス、取締役の職務執行状況を監督し、必要な措置を適時に講じております。
また、監査等委員会は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役の職務執行を監査することにより、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っております。中でも、常勤の監査等委員は、社内に精通し経営に対する理解が深く、財務･会計に関する専門的な知見も有しており、重要な会議に参加し、経営課題に対処するプロセスやその結果について、十分掌握した上で客観的評価を行う等、経営監督の実効性を高めております。また、社外取締役は長年の企業経営の経験または公認会計士の経験を活かし、適切な経営アドバイスをいただくとともに、社外での経験、知識等を活かして、独立した立場からの客観的･中立的な見地で経営監督の役割を担っております。
したがって、当社は、監査等委員会設置により、経営の透明性、適法性等の確保に加え、客観的･中立的な経営監督機能が十分に機能する体制が整っていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成１２年以降株主総会招集通知の早期発送を開始し、できるだけ早期の発送に向けて取り組んでおります。今年度については新型コロナウイルス感染症の影響により、法定期限での発送となりました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権の行使ができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ＩＣＪが運営するプラットフォームに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ウェブサイトにおいて、招集通知(要約)を開示しています。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	昨年１１月にアナリスト・機関投資家向けに説明会を開催しました。例年５月にも説明会を開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により当年は中止といたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、株主総会招集・決議通知、中間・年次報告書、ニュースリリース、四半期・有価証券報告書等を対外発表と同時に当社ウェブサイトに掲載するようにしております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営戦略部をIR部署とし、コーポレート部門担当の執行役員をIR担当役員とし、経営戦略部長をIR事務連絡責任者としております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「シキボウ行動規範」及び「シキボウ行動基準」の中で、ステークホルダーの立場の尊重を定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社及び当社グループ各社において、環境マネジメントシステムの国際規格であるＩＳＯ１４００１の認証取得及び維持に積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「シキボウ行動規範」及び「シキボウ行動基準」の中で、情報提供の基本方針を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの基本方針

1．当社及び当社の子会社の取締役･執行役員および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社及び当社の子会社からなる企業集団(以下、「シキボウグループ」という。)は、法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、行動規範及び行動基準を定め、これを「シキボウグループコンプライアンスマニュアル」として策定し、周知する。

(2) 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、当社の代表取締役社長執行役員を委員長とし当社の取締役･執行役員･幹部社員及びシキボウグループ子会社各社の代表者を委員とする「シキボウグループコンプライアンス委員会」を設置し、行動規範及び行動基準の管理及び改訂を行う。

(3) 当社は、企業統治機能の強化を図るための組織として、内部監査部門を設置し、内部統制システムの一層の強化を図る。

(4) 当社は内部通報制度を設け、違法行為等が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、内部通報窓口に直ちに通報するものとする社内規程を定める。

(5) シキボウグループにおける内部統制の強化を図るため、前(3)で取り決めた内部統制システム及び前(4)で取り決めた内部通報制度の対象範囲をシキボウグループ全体とする。

(6) シキボウグループとしての財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 当社は、法令及び社内規程に定める文書保存期間に従い、適切に文書等の保存及び管理を行う。

(2) 情報の管理については、営業秘密に関する社内規程や運用指針、個人情報の保護に関する社内規程等により基本的事項を定め、業務の適正円滑な遂行を図る。

(3) 情報の適切な管理を行うため、法令及び社内規程に定める開示ルールに従い、情報の適時開示に努める。

3．当社及びシキボウグループ子会社各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、取締役会、監査等委員会及び経営会議により業務執行状況の把握に努める。また、管理部門各セクションによる日常的なチェックにより内部統制及びリスク管理に対するサポートを行い、企業価値を損なうリスクの発生を未然に防止するために必要な措置またはリスクを最小化するために必要な措置を講じる。

(2) 万一事故やトラブル等の緊急事態が発生した場合は、経営トップを本部長とする対策本部を設置し、情報の収集と指揮命令系統の一元化を図り、危機管理に当たることとする。

(3) 前(1)及び(2)の損失の危険の管理の対象範囲をシキボウグループ全体とし、必要な規程、体制を構築する。

4．当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役･執行役員および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、毎月1回定例の取締役会を開催し、経営の最高方針および経営に関する重要な事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する。また、主として執行役員をもって構成される経営会議を原則として月2回開催し、重要な業務執行を審議決定する。

(2) 経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについては社内規程を定める。さらに、取締役会で決議すべき事項およびその他の重要事項は、取締役会規則、経営会議規程および重要事項取扱規程に定め、法令および定款の定めに則った適法かつ円滑な運営を図る。

(3) 当社およびシキボウグループ子会社各社において、各社の取締役およびその使用人の職務の執行が効率的に行われるよう、原則として3か月に1回以上の取締役会を開催し、経営の方針および経営に関する重要な事項を審議決定する旨の社内規程を定める。

(4) 当社およびシキボウグループ子会社各社において、各社の経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについて、必要な社内規程を定め、その体制を整える。

5．シキボウグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、シキボウグループの繁栄と成長を目指し、その総合力発揮に資するため、シキボウグループ各社の管理に関する社内規程を定める。この規程に基づき、シキボウグループ子会社各社についての重要事項は、当社の取締役会への付議または報告を要することとする。

6．監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する体制ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置し、監査等委員の職務を補助する使用人が業務にあったている。

(2) 監査等委員会事務局の担当者は、監査等委員会より指示された業務の実施に関して、取締役(監査等委員を除く。)からの指示、命令を受けないこととする。

(3) 監査等委員会事務局の担当者の人事異動に関しては、事前に監査等委員会に報告し、その了承を得ることとする。

7．当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員、監査役および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の取締役および執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告することとする。

(2) 当社の使用人ならびにシキボウグループ子会社各社の取締役、監査役および使用人は、違法行為等が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、当社またはシキボウグループ子会社各社の内部通報制度に従い内部通報窓口に直ちに通報するものとし、通報を受けた内部通報窓口部署は、それぞれの内部通報制度に従い、当社の監査等委員会に対して内部通報事案についての調査・対応に関する報告を行うこととする。

(3) 当社は、内部通報窓口へ通報を行った者ならびに監査等委員会または内部通報窓口へ報告を行った当社およびシキボウグループ子会社各社の役職員に対し、当該通報・報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行う事を禁止し、その旨を当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員、監査役および使用人に周知する。

(4) 当社の監査等委員は、代表取締役と定期的に会合をもつほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、必要に応じて業務執行に関する重要な書類を閲覧し、シキボウグループの取締役（監査等委員を除く。）・執行役員、監査役または使用人にその説明を求めることができるものとする。

(5) 当社の監査等委員会は、シキボウグループの取締役（監査等委員を除く。）・執行役員、監査役および使用人から報告を受けるほか、会計監査人および内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとする。

(6) 当社は、当社の監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第３９９条の２第４項に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び社内体制の整備状況について

1．反社会的勢力排除についての基本的な考え方
当社は、反社会的勢力との関係を遮断することは、健全な企業活動を営むうえでの基本要件であり、社会的責任の観点からも、極めて重要な経営上の課題であると認識しております。

2．反社会的勢力排除に向けた社内体制整備の状況
当社では、「内部統制システムの基本方針」に定める法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、「シキボウ行動規範」及び「シキボウ行動基準」を策定し、反社会的勢力との関係遮断については、これらに明文の規定を置いております。
行動規範では、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、断固として対決」する旨を明文化し、一方、行動基準では、「反社会的勢力及び団体との関係遮断に関する行動基準」という項目を設け、「金を出さない」「利用しない」「恐れない」という基本原則に則り、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨む旨を明記しております。
反社会的勢力による被害の防止に向けては、総務人事部が主体となり、平素から地域の企業防衛協議会と緊密な連携関係を構築し、情報収集、注意喚起等の具体的な取組みを行っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1．基本姿勢
当社では、証券市場の公正性と健全性に資するため、金融商品取引法及び証券取引所の定める適時開示規則により開示が要請される重要情報、さらに投資判断に影響を与えると思われる情報については、証券取引所に事前相談いたしております。
なお、当社役員及び従業員に対する内部情報の管理につきましては、「内部者取引防止規程」に従って、内部情報の管理徹底を図っております。

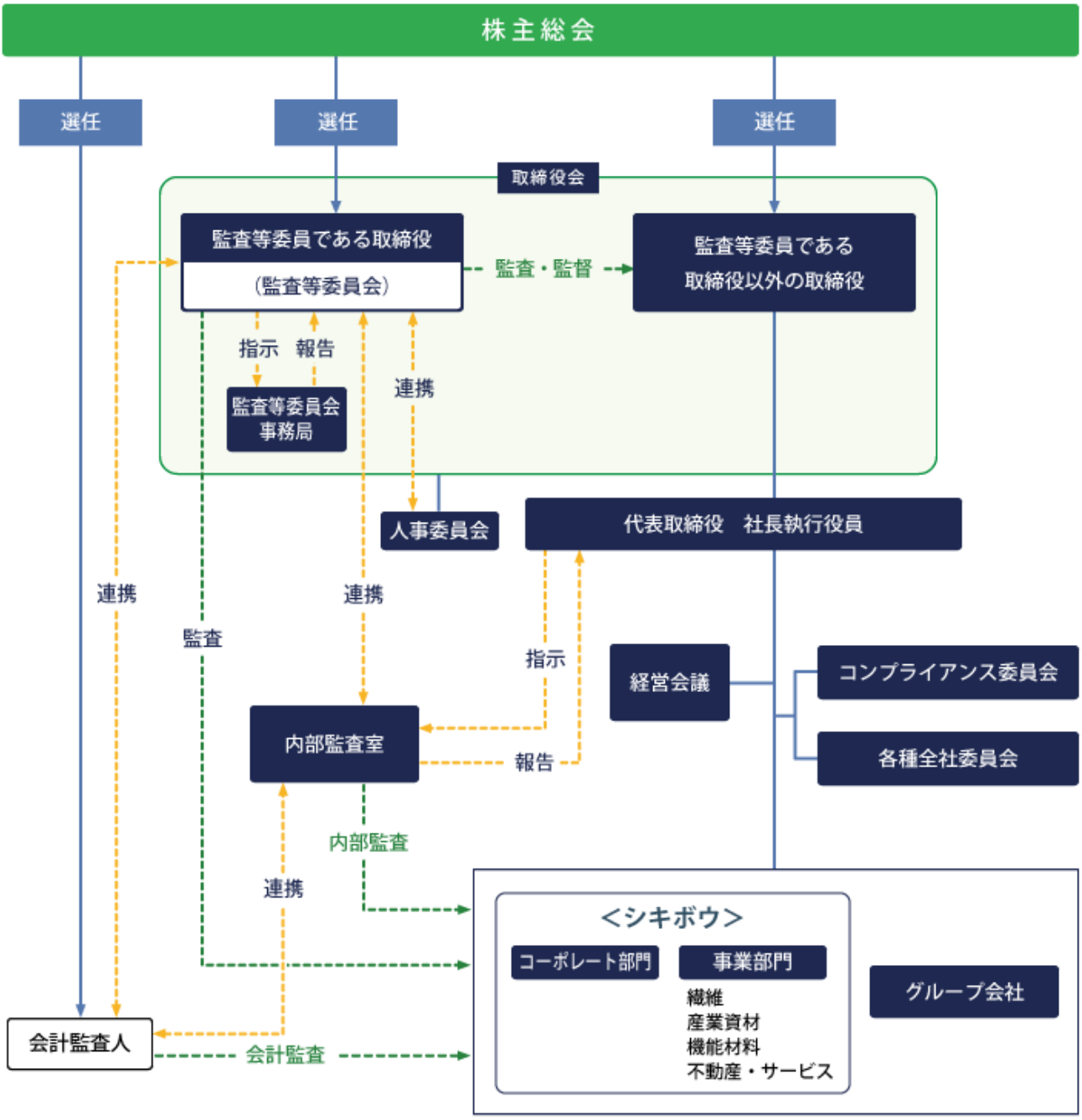
2．社内体制の状況
(1)決定事実
決定事実については、所管部門の担当執行役員が経営会議及び取締役会に付議し、承認決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。承認決定後、開示の要否を情報取扱責任者である総務人事部長を中心に総務人事部及び経営戦略部により検討し、開示が必要な場合には迅速に行うよう努めております。

(2)発生事実
発生事実については、当該事実の発生を認識後速やかに、所管部門の担当執行役員から情報取扱責任者に報告が行われます。情報取扱責任者は、代表取締役社長執行役員に報告を行うとともに、総務人事部を中心に開示の要否を検討し、開示が必要な場合には迅速に行うよう努めております。なお、当該発生事実は、後日改めて所管部門の担当執行役員から経営会議及び取締役会に報告が行われます。

(3)決算情報
期末及び四半期における決算に関する情報については、その根拠となる財務諸表等を経理担当執行役員が経営会議及び取締役会に付議し、承認決定を行っております。承認決定された決算情報は、情報取扱責任者の指示により速やかに開示するよう努めております。
業績予想の修正に関する情報については、経理担当執行役員が経営会議及び取締役会に付議し、承認決定を行っております。
承認決定された情報は、情報取扱責任者の指示により速やかに開示するよう努めております。
なお、期末及び四半期における決算短信の作成にあたっては、監査法人の監査及び指導を受けており、その他の決算に係る事項についても、必要に応じて監査法人の指導を受けております。

(4)子会社の情報
子会社に関する決定事実、発生事実及び決算情報については、当該子会社を管轄する当社の所管部門を経由することにより、それぞれ上記と同様の手続により開示に努めております。

3．開示
決定事実及び決算情報については、取締役会承認後遅滞なく適時開示を行います。発生事実については、当該発生を認識した時点で速やかに適時開示を行います。また、公表したニュースリリースは、公表と同時に当社のウェブサイトに掲載しております。


株主総会
選任
選任
選任
取締役会
監査等委員である取締役
（監査等委員会）
監査・監督
監査等委員である
取締役以外の取締役
指示
報告
監査等委員会
事務局
連携
人事委員会
代表取締役　社長執行役員
連携
連携
監査
指示
経営会議
コンプライアンス委員会
各種全社委員会
内部監査室
報告
内部監査
連携
<シキボウ>
コーポレート部門
事業部門
繊維
産業資材
機能材料
不動産・サービス
グループ会社
会計監査人
会計監査